

# 公有地化に関する覚書

川越工業株式会社 代表取締役 川越恵次（以下「甲」という。）と遊佐町長 時田博機（以下「乙」という。）は、甲が平成25年7月23日付けで山形県に対して認可申請した岩石採取計画に関して、甲と乙が締結した平成25年11月29日付け岩石採取事業に関する協定書（以下「本協定書」という。）の附則に基づき、事後の紛争を防止するため以下のとおり覚書を締結する。

- 1 甲は、要望する諸条件が整った場合には、本協定書第1条に規定する採取場を含む甲の所有地について、乙による公有地化に協力するものとし、乙は、甲のために上記諸条件が整うように努める。この場合、認可期間にかかわらず、できるだけ早い時期の公有地化について、甲、乙最大限誠意をもってその実現に努めるものとする。
- 2 適切かつ円滑な交渉を行うため、契約条件及び価格交渉等に関する業務は、代理人をもって当たらせることができるものとする。
- 3 甲と乙は、1項の甲が要望する諸条件の内容については、正当な理由がない限り、第三者に口外しないことを互いに約する。

平成25年12月9日

甲 住所 秋田県にかほ市象潟町小砂川字タカコヤ6番地35  
氏名 川越工業株式会社

代表取締役 ..... 川 越 恵 次 ㊞ .....

乙 住所 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211番地

氏名 遊佐町長 ..... 時 田 博 機 ㊞ .....